

●香川県告示第145号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

平成31年4月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名
観音寺市伊吹町1752番地2 有限会社兵勝水産 代表取締役 岩田 八千代
観音寺市伊吹町1761番地 有限会社北山水産 取締役 北山 正夫
- 2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
2号伊吹・仁尾町区域
機船船びき網漁業